

○総務省令第九十八号

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸一

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令(昭和五十一年自治省令第三十五号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第一号の表第一号中「三〇五、〇〇〇円」を「三三六、〇〇〇円」に改め、同表第四号中「三二四、〇〇〇円」を「三二五、〇〇〇円」に改め、同表第十号中「二七〇円」を「二五三円」に改め、前年度の三月三十一日現在における「及び」、同日現在において休診している病院の病床を削り、とする。」「の下に」として総務大臣が調査した数を加え、結核病床又は「を削り、医療法第七条第二項」の下に「第一号」を加え、「結核病床等」という「を、同じ」に「として結核病床等」を「として精神病床」に「一、二二〇、〇〇〇円」を「一、二六三、〇〇〇円」に「八二〇、〇〇〇円」を「八四二、〇〇〇円」に「の」の数(第一号中欄のただし書において加えた結核病床の数を除く。)(を(医療法第七条第二項第三号に規定するものをいう。以下同じ)の数に「一、〇九三、〇〇〇円」を「一、三六二、〇〇〇円」に「八七四、〇〇〇円」を「一、〇四五、〇〇〇円」に「及び結核病床等」を「結核病床の数及び精神病床」に「五〇〇、〇〇〇円」を「四四〇、〇〇〇円」に改め、同号二中「一、六一三、〇〇〇円」を「一、三一五、〇〇〇円」に改め、同号三中「一四四、六二五、〇〇〇円」を「一三六、八九六、〇〇〇円」に改め、同号四中「総務大臣が調査した」を削り、前年度の三月三十一日現在における「を、数として総務大臣が調査した」に改め、(都道府県知事に届け出を行う予定の新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室を含む)を削り、「四、一四二、〇〇〇円」を「四、三〇三、〇〇〇円」に改め、(右欄の括弧書において加えた数を除く。)(を削り「三、三三四、〇〇〇円」を「三、四四二、〇〇〇円」に「二、二六一、〇〇〇円」を「二、二七四、〇〇〇円」に「一、八〇九、〇〇〇円」を「一、八一九、〇〇〇円」に改め、同号五中「専用のもの」を「専用の病床の数」に改め、病床の前年度の三月三十一日現在における「を削り、同号六中「総務大臣が調査した」を削り、前年度の三月三十一日現在における「を、数として総務大臣が調査した」に改め、同表第十二号中「三八〇、〇〇〇円」を「四三三、〇〇〇円」に「七五〇、〇〇〇円」を「八五〇、〇〇〇円」に改め、同表第十四号中「一六六円」を「一六四円」に改め、同表第十八号中の表を次のように改める。

区	分	額
当該年度の四月一日現在における 文部科学大臣の指定、登録又は選 定に係る文化財	重要文化財のうち建造物であるもの	一九〇、〇〇〇円
	重要文化財のうち建造物以外のもの	一〇、〇〇〇円
当該年度の五月一日現在における 文化財保護法第八十二条の規定 に基づく当該道府県の条例により 指定された文化財	登録有形文化財のうち建造物であるもの	一〇、〇〇〇円
	重要伝統的建造物群保存地区 重要無形文化財(選定保存技術を含む。)	一、三〇〇、〇〇〇円
	重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	三七〇、〇〇〇円
	史跡名勝天然記念物	八〇、〇〇〇円
	建造物	二九〇、〇〇〇円
	美術工芸品 無形文化財(選定保存技術を含む。)	一三〇、〇〇〇円
	民俗文化財及び記念物	一〇、〇〇〇円
		五〇、〇〇〇円

第二条第一項第一号の表第十九号中「1,793円」を「1,574円」に改め、同表第二十一号中「74,000円」を「71,000円」に改め、同表第二十七号中「202,000円」を「199,000円」に改め、同表第二十九号中「439,463円」を「339,194円」に改め、同表第三十三号中「八、〇〇〇円」を「六八、九〇〇円」に改め、「311,000円」を「240,000円」に改め、同表第四十一号中「24,000円」を「22,800円」に改め、同表第四十二号中「8,210,000円」を「8,200,000円」に改め、同表第四十九号中「テレビ等難視聴」を「ラジオ難視聴」に改め、同表第五十号中「及び合併重点支援地域に指定された市町村」を削り、同表第五十一号中「及び構想対象市町村」を削り、同表第五十二号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度の」に、「十三・〇パーセント」を「十三・五パーセント」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年」に、「九十五・九パーセント」を「九十一・九パーセント」に、「〇・五二」を「〇・四九」に、「平成二十二年」を「平成二十三年度末」に改め、同表第五十四号中「公社造林の施設転換の推進及び経営の安定化に関する計画を林野庁に提出する道府県について」を削り、同表第六十四号中「当該助成の額の合計額又は当該算定した額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額で按分して得た額」を、「当該地方団体の助成の額又は当該算定した額を当該地方団体の助成の額で按分して得た額のいずれか少ない額」に改め、同号一中「前年度の三月三十一日現在における」及び、「同日現在において休診している病院の病床を削り、数とする。」の下に「として総務大臣が調査した数」を加え、「結核病床等」を「精神病床」に、「一、三三〇、〇〇〇円」を「一、二六三、〇〇〇円」に、「八二〇、〇〇〇円」を「八四二、〇〇〇円」に改め、「第一号中欄のただし書において加えた結核病床の数を除く」を削り、「〇九三、〇〇〇円」を「一、三六二、〇〇〇円」に、「八七四、〇〇〇円」を「一、〇四五、〇〇〇円」に、「及び」を、「結核病床の数及び」に、「五〇〇、〇〇〇円」を「四四〇、〇〇〇円」に改め、同号二中「専用病床」の下に「の数」を加え、病床の前年度の三月三十一日現在における「を削り、「二、六三三、〇〇〇円」を「一、三二一、二五〇、〇〇〇円」に改め、同号三中「一四四、六二五、〇〇〇円」を「一三六、八九六、〇〇〇円」に改め、同号四中「総務大臣が調査した」を削り、「前年度の三月三十一日現在における」を、「数として総務大臣が調査した」に、「四、一四二、〇〇〇円」を「四、三〇三、〇〇〇円」に、「三、三三四、〇〇〇円」を「三、四四二、〇〇〇円」に、「二六二、〇〇〇円」を「二、二七四、〇〇〇円」に、「八〇九、〇〇〇円」を「一、八九〇、〇〇〇円」に改め、同号五中「専用」のものを、「専用の病床の数」に改め、病床の前年度の三月三十一日現在における「を削り、同号六中「総務大臣が調査した」を削り、前年度の三月三十一日現在における」を、「数として総務大臣が調査した」に改め、同表第六十六号中「同意又は許可を得た地方債」の下に「発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項の規定による基準に照らして同意をすることとなる」と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。を加え、同表に次の三号を加える。

第三条第一項第一号イの表第二号中「一一一、〇〇〇円」を「一一八、〇〇〇円」に、「一一三、六〇〇円」を「一一八、〇〇〇円」に改め、同表第三号中「当該年度に要した」を「に要した」に改め、同表に次の一号を加える。

七 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

第三条第一項第一号ロの表に次の一号を加える。

四 文化財の災害復旧に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とす。

第三条第一項第二号の表第五号中「〇・〇八〇」を「〇・〇七八」に改め、同表第六号中「91円」を「73円」に、「1,884円」を「1,649円」に改め、

第三条第一項第三号イの表第一号中「1,240円49銭」を「1,219円83銭」に改め、同表第二号中「二八、七六〇、〇〇〇円」を「二八、八九〇、〇〇〇円」に、「四三、一四〇、〇〇〇円」を「四三、三三〇、〇〇〇円」に、「五、三九〇、〇〇〇円」を「五、四二〇、〇〇〇円」に、「二二、一五七、〇〇〇円」を「二二、六七〇、〇〇〇円」に、「一四、三八〇、〇〇〇円」を「一四、四四〇、〇〇〇円」に、「一四、四五〇、〇〇〇円」を「一四、三三〇、〇〇〇円」に、「五、七五〇、〇〇〇円」を「五、七八〇、〇〇〇円」に、「一四、三八〇、〇〇〇円」を「一四、四四〇、〇〇〇円」に、「六以上」を「一〇、七九〇、〇〇〇円」以上と、「一〇、八三〇、〇〇〇円」以上と、「一八、六三〇、〇〇〇円」を「一八、六七〇、〇〇〇円」に、「二、七〇〇、〇〇〇円」を「二、七〇〇、〇〇〇円」に、「一、八〇〇、〇〇〇円」を「一、八〇〇、〇〇〇円」に、「一、三六〇、〇〇〇円」を「一、三六〇、〇〇〇円」に、「一〇、七九〇、〇〇〇円」を「一〇、八四〇、〇〇〇円」に、「七以上」を「七、一九〇、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」に、「四、三三〇、〇〇〇円」を「四、三三〇、〇〇〇円」に改め、同表第六号中「四六、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に改め、同表第七号中「一〇六、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に、「一、一四〇、〇〇〇円」を「九四、〇〇〇円」に改め、同表第八号中「一、六四〇、〇〇〇円」を「一、六三三、〇〇〇円」に、「八二四、〇〇〇円」を「一、八四〇、〇〇〇円」に改め、同表第十一号中「平成十六年新潟県中越地震に係る災害廃棄物処理事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額にあつては〇・七五」を削り、同表第十三号中「166円」を「164円」に改め、同表第二十二号中「一六二円」を「一六七円」に、「一五九円」を「一六三円」に、「159円」を「163円」に改め、同表第三十三号中「304,000円」を「305,000円」に改め、同表第四十二号中「一、〇〇〇円」の下に「住民基本台帳カードの交付手数料を免除しているもの（同法第三十条の四第四第五項の規定により住民基本台帳カードが提出された場合において、当該住民基本台帳カードの追記欄の余白がないことにより交付される住民基本台帳カードに係るものに限る。）にあつては、一、五〇〇円」を加え、同表第四十五号中「八一、〇〇〇円」を「六八、九〇〇円」に、「157,000円」を「133,000円」に改め、同表第五十七号中「改正前法」の下に「附則」を加え、同表第六十号中「761,000円」を「836,000円」に改め、同表第六十三号中「439,463円」を「339,194円」に、「207,460円」を「186,245円」に改め、同表第六十五号中「平成二十一年度の」を「平成二十三年年度の」に、「一一・二パーセント」を「一〇・五五」を、「一〇・五三」に改め、同表第六十六号中「平成二十一年度末」を「平成二十三年度末」に改め、同表第六十七号中「平成二十一年度」を「平成二十二年」に、「一一・二パーセント」を「一〇・五五」に改め、同号二中「平成二十一年度」を「平成二十二年」に、「〇・五五」を「〇・五三」に改め、同表第六十八号中「前年度の三月三十一日現在における」及び「同日現在において休診している診療所の病床及び」を削り、「の数」の下に「として総務大臣が調査した数」を加え、「一、三三〇、〇〇〇円」を「一、二六三、〇〇〇円」に、「八二〇、〇〇〇円」を「八四二、〇〇〇円」に改め、同号二中「前年度の三月三十一日現在における」を削り、「専用病床」の下に「の数」を加え、「病床」を削り、同表第六十九号中「前年度の三月三十一日現在における」を削り、

七十一 文化財の災害復旧に要する経費があること。

七十二 消防ヘリコプターの管理運営に要する経費があること。

七十二 消防ヘリコプターの管理運営に要する経費があること。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

当該年度の十月三十一日までに災害復旧等に從事させるため地方自治法第一百五十一条の十七の規定により職員を派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A × 136,249,000円 × 0.5

A 消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づき当該道府県が雑費で使用する固有の消防ヘリコプターの数として総務大臣が調査した数

七十一 文化財の災害復旧に要する経費があること。

七十二 消防ヘリコプターの管理運営に要する経費があること。

七十二 消防ヘリコプターの管理運営に要する経費があること。



附則第十条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第一号から第五号までを削り、同項第六号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、「特定市町村」を「特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（法第二条第三項に規定する区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）」に改め、「から第一回特例省令第二条第一号水及び第二回特例省令第二条第一号水によつて算定した額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 前条第一項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十条第七号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第八号から第十一号までを削り、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

十三 前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十条第十二号を第四号とし、第十三号を第五号とし、同項第十四号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、までに」の下に、「特定市町村以外の市町村について」を加え、同号を同項第六号とし、同項第十五号中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、までに」の下に、「特定市町村以外の市町村について」を加え、同号を同項第七号とし、同項第十六号から第十八号までを次のように改める。

十六 前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

十七 前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

十八 前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十条第十六号を第八号とし、第十七号を第九号とし、第十八号を第十号とし、同条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、「第一項第三号」の下に「イ」を、「第二十号」の下に「第三号第一項第三号口の表第一号」を加える。

附則第十一条第一項第一号中「第一回特例省令」を「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十三年総務省令第三十七号。以下「第一回特例省令」という。）」に、「第二回特例省令」を「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十三年総務省令第三百三十号。以下「第二回特例省令」という。）」に改め、同項第二号中「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号。以下「原発避難者特例法」という。）」を「原発避難者特例法」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の特別交付税から適用する。